

船橋市長 あて

(記載例)

船橋市施設等利用費請求書

認可外保育施設・預かり保育・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の指定の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座...
1. 請求者と認定子どもが、船橋市内に居住していることを確認すること。
2. 実際に利用していることを船橋市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を船橋市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を船橋市が確認すること。

【重要】
・消せるボールペン等、書き換え可能な筆記用具を使用し記入しないこと
・記入内容を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き、訂正印(1項に押印したものと同一の印鑑)を押印すること
・上記に関わらず、金額にかかわる項目(5項)の訂正は無効なため、訂正が必要な場合は新たに書き直すこと

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ フナバシ イチロウ
氏名 船橋 一郎
認定子どもとの続柄 父
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〒273-8501
必ず押印をお願いします 市湊町2-10-25

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ フナバシ タロウ
氏名 船橋 太郎
施設等利用給付認定区分※
☑第2号 □第3号
認定番号※
平成〇〇年〇月〇〇日

保護者様(代表1名)とお子様の情報をご記入、押印ください。
保護者様については、原則として3項の償還払い先の口座名義人と同一となるようお願いします。

3. 償還払いの振込先について

□前回請求時と同一の口座を希望
☑以下の口座を希望する
金融機関 千葉 銀行・信用金庫 〇〇 支店 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
農協・信用組合 出張所 口座番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
口座名義(カタカナ) フナバシ イチロウ

口座の指定方法をチェックし、必要に応じて口座内容をご記入下さい。なお、2回目以降の請求時、前回と同一の口座をご指定の場合、その旨必ずチェックをお願いします。
【以下の口座を希望する】となっていた場合、ご記入いただいた口座内容が前回と同じでも、口座確認の事務が発生し、償還払いまでに余計なお時間を頂戴してしまいます。

4. 利用した認可外保育施設・預かり保育・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

施設・事業名 〇〇幼稚園 預かり保育
所在地 ☑市内 □市外
施設・事業名 〇〇保育園 一時預かり事業
所在地 ☑市内 □市外

該当期間中にご利用になった施設・事業名をご記入ください。
施設・事業名につきましては、一般的に、領収証(兼特定子ども・子育て支援提供証明書)に施設・事業名の記載がありますので、お手元の領収証を参考にご記入をお願いします。

5. 認可外保育施設・預かり保育・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

Table with 3 columns: 利用月, 認可外保育施設・預かり保育・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(保育料)※1, 請求額※2. Rows for 10月, 11月, 12月, and 合計.

利用月と、実際にお支払いになった利用料をご記入ください。(特定費用は含みません)
金額につきましては、お手元の領収証に記載の利用料をそのまま転記ください。(複数施設・事業を併用している場合には月ごとに合算して下さい。)

請求額の欄は原則空白のままご提出いただいております。同時に添付いただいている領収証等の内容を元に、上限額で請求があったものと見なしてお支払いいたします。
請求額の記載がある場合、その金額に計算誤りがあるなど、不適な請求額であった際、請求書は不受理の上返戻させていただくことになります。

認可外保育施設(1号)に通園しているお子様については、船橋市が定める、月額上限は当該費用相当分を差し引いた額(施設等利用給付第16,300円)となります。
※1が請求額の月額上限を下回る場合は、※1の額を記入してください。